

第 84 回 新潟大学経営協議会 議事概要

- 1 日 時 平成 29 年 9 月 14 日 (木) 13 時 00 分～14 時 57 分
- 2 場 所 新潟大学 駅南キャンパス ときめいと 講義室 A
- 3 出席者 14 名 (高橋学長, 濱口委員, 大浦委員, 高橋均委員, 鈴木委員, 高比良委員, 小田委員, 青山委員, 石委員, 神保委員, 高橋道映委員, 敦井委員, 福田委員, 三輪委員)
(ほか田代監事, 逸見監事がオブザーバー出席)

4 議事概要について

第 83 回 (平成 29 年 6 月 15 日) の議事概要が確認された。

5 審議事項

(1) 平成 30 年度以降の医学部入学定員について

平成 30 年度以降の医学部入学定員について, 資料 1 に基づき審議が行われ, 平成 29 年度までの 15 名の臨時定員増終了後, 平成 31 年度までの 2 年間, 再度同人数の定員増を行うことが承認された。

[主な意見及び質疑等 ○: 学外委員の発言, ■: 本学側の発言]

- ・「地域枠」により医学部の定員増をしても, 県外に流出する者が少なくないと聞く。
「修学資金」の給付により, 卒業後に県内で 9 年間勤務することを確約させても, その後の流出が懸念されるが, このような現状に対して, 医師確保のための受け皿の用意など, 今後どのような対応を行っていくこととしているのか。
- ・新潟県は, 人口 10 万人当たりの医師数では下から 4 番目くらいの, 医師不足が非常に深刻な県である。そのため, 大学と県が一緒になって, 医師確保のための様々な取組を行っている。まずは, 医学部卒業後の臨床研修の受け皿を用意するため, 県内の臨床研修病院と大学とで色々な取組を行っている。加えて, 来年度から, 臨床研修後に様々な分野の専門医を育てるための研修制度を県内に用意する「専門医制度」がスタートする。新潟大学医学部卒業生の県外出身者は, 確かに新潟県内の残留率がまだ非常に低いのが実情であるため, 県外出身者にも定着してもらえるよう, そのような取組を進めているという状況である。
- ・地域枠により入学した者を県内に就職することを確約させるために, どのような取組が行われているか。

- ・県が修学資金の給付により県内で9年間勤務することを確約させている。また、新潟県では新潟大学だけでなく、自治医科大学においても奨学金を設け、県内医師確保のための取組を行っている。
- ・他県では、県からの修学資金を受給しておきながら、9年が経過する前に県外に流出する事例が少なくないと聞くが、新潟大学ではそういうことはない。加えて、自治医科大学卒業後に、9年間特定の県内で勤務する義務がある者の9年経過後の動向を見ると、新潟県は90%以上が県内に留まっており、この定着率は他県と比べると抜群に高い。また、地域枠が原動力となって、地域枠以外の一般の学生も、卒業後に県内に残ってくれるようになると、非常にありがたいと考えている。
- ・医学部生向けの、月額30万円の給付型奨学金があったと記憶しているが、それはどのようなものであったか。
- ・県の「修学資金」は、もともと月額が一律30万円の給付型奨学金であった。しかし、国立と私立のいずれに在学するかで給付額に差をつけることとなり、現在では私立の学生には月額30万円、国公立の学生には月額15万円が支給されている。給付額が異なるが、卒業後に県内で9年間勤務しなければならないという条件は同じである。

(2) 新潟大学学則等の一部改正について

新潟大学学則等の一部改正について、資料2に基づき審議が行われ、原案のとおり承認された。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言]

- ・「国際戦略統括室」を「国際連携推進本部」に格上げし、「環東アジア構想」をこれから本格的に実施していくということか。
- ・「国際連携推進本部」の下に「環東アジア地域教育研究ネットワーク」を設置し、人文社会・教育科学系附属の「環東アジア地域教育研究センター」を1年後に全学的に一本化したセンターとして「環東アジア研究センター」に改組し、「環東アジア地域教育研究ネットワーク」の下に位置づける。ネットワークを良くするために、このように具体的な組織整備を行っていきたいと考えている。
- ・「ビジネスプロデュース室」の設置は、大学の知的資産などを民間を通じて活用し

て、産学協働的にビジネスをプロデュースすることにより、地域経済の活性化や新しい分野での貢献を狙っていききたい、ということが目的か。

- ・日本経済団体連合会（経団連）の提言等を受けて「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」が策定されたことにより、国立大学協会に「本格的な産学連携による共同研究推進に関するワーキンググループ（WG）」が設置され、各国立大学法人にも積極的な産学連携が求められている。大学として、知的資産を社会に利用してもらいたいということだけでなく、共同研究・受託研究につながれば、大学にとっても資金の多様性につながるという利点もある。

○・新潟大学としてアピールできる点や目指すところはどのようなものか。

- ・農業や食品関係、工学関係等で様々な産学連携を行っており、このような連携を県内の企業とも密接に行うことにより、学生の県内企業への就職につながると考えている。そのためにも「新潟大学サポーター倶楽部」等を活用して、大学のシーズを知ってもらうなどといった取組を積極的に行いたいと考えている。

- ・本学では、ひとつひとつのシーズは小さいが、それをパッケージ化して整備するというのがポイントになると考えている。そのためのコーディネーターとして、ビジネスプロデュース室に専門的な人材を配置する。そのための人件費の要求も行っているところである。農業、ものづくり、日本酒学等は、今後発展させる案件候補として挙げることができる。

○・「ビジネスプロデュース」というとその分野に特化するイメージがあり、目的意識もはっきりするため、実務に長けた人でなければマネジメントができないと考える。どのような人材を配置することを想定しているか。

- ・特に「統括プロデューサー」については、企業の管理職経験者等が相応しいと考えており、公募により特任教員を任期制で採用する計画としている。

○・総括プロデューサーについては、非常に力があり、かつ若い人のアイデアを引き出すことができる人を選任するのが良いと考える。

（3）就業規則等の一部改正等について

就業規則等の一部改正等について、資料3に基づき審議が行われ、今後開催される労使協議会により修正が生じた場合の対応は学長に一任することとし、承認された。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言]

- ・秘密漏えいについて、現職の職員については学内規則で処分が可能であろうが、仮に退職した職員が持ち出した情報を漏えいした場合の処分はどうか。

- ・元職員についても懲戒の対象とすることはできる。しかし、効果はほとんどないと考えられるので、現実的には刑事告訴等で対応するしかないと考える。

- ・秘密漏えいに歯止めをかけるため、情報に持ち出し禁止期間を設けるとか、職員への懲戒だけではなく、情報にそのような制限を設けるといふ対応も必要と考えるがいかがか。

- ・悪意による秘密漏えいとは異なり、研究者が職務上知り得た学術上の情報は、所属機関に変更があつたとしても活用する必要があり、情報に対して持ち出し制限期間等を設けることは適さないと考える。こうしたことから、職務上知り得た情報については、退職後を含め、就業規則の服務に関する規定で定める守秘義務を守ってもらうのが原則と考える。

- ・今回の改正案では、「執行猶予付きの禁固以上の刑に処せられた場合は即時解雇とせず」ということであるが、それでは解雇を含め処分の決定はどのように行うのか。

- ・処分の決定は、懲戒審査で諮ることとなる。

- ・このような改正について、他大学等で前例はあるのか。

- ・86の国立大学のうち、本学の現状と同じく執行猶予付きの禁固以上の刑に処せられた場合は即時解雇としているのは42大学、即時解雇としないのは20大学である。弁護士等の専門家に相談したところ、禁固以上の刑でも執行猶予が付いた場合、犯罪の内容によっては、即時解雇は厳しすぎるという判断もある。即時解雇はしなくとも、懲戒審査において、懲戒解雇とすることは可能であるということもあり、今回の改正案を提示している。

5 報告事項

(1) 平成29年度人事院勧告について

高比良理事から、平成29年度人事院勧告について、資料4に基づき報告があつた。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言]

○・他大学等と比較して，新潟大学の職員の給与はどのような水準であるのか。

■・地域手当により，大都市圏は給与水準が高くなる。また，年齢構成等により，他大学より給与水準が低く見えるようなデータが存在することも理解しているが，国家公務員の給与システムに準じているため，他大学等と比較して給与水準に差はないと考えている。

(2) 平成 30 年度概算要求について

高橋学長から，平成 30 年度概算要求について，資料 5 に基づき報告があった。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言]

○・外国の大学との交流協定は，単に数を増やせば良いというわけではないと考える。どのように交流を実質化していくのか。

■・現在，協定を締結している相手方全てについて，交流が実質化している。「大学の世界展開力強化事業」等により，部局間交流協定を締結している大学との交流が拡大し，他の部局にも波及しそうな大学に対しては，積極的に大学間交流協定締結交渉を行い，締結している。

○・ひとつの国・地域において，複数の大学と交流協定を締結するのではなく，国・地域ごとに重点的な交流相手先をひとつに絞り，その拠点を増やしていくのが良いのではないか。

■・複数の大学と交流協定を締結している国・地域において，中心となって交流している本学の部局は，大学ごとに異なっている。

■・「大学の世界展開力強化事業」等により，新潟大学が特定の地域における複数の大学と交流することにより，その地域の大学同士が連携するという効果も生まれている。例えば，極東ロシアの複数の大学が，新潟大学をハブとして結びつきを強めている。

○・交流について，毎年のフォローアップと実績報告をお願いしたい。

(3) 平成 30 年度施設整備費補助金概算要求について

小田理事から，平成 30 年度施設整備費補助金概算要求について，資料 6 に基づき

報告があった。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言]

- ・要求順位は，優先順位により並べるものと考えますが，結果としては1番，3番，6番が選定されている。こういった根拠により，この3件が選ばれているのか。
- ・新潟大学としての優先順位により要求しているものであるが，文部科学省において選別されるため，必ずしも一致するわけではない。なお，S評価を得た案件でなければ，文部科学省から財務省への予算要求対象とはならない。
- ・5番と6番は同じS評価であるのに，6番が選定されている。この理由はこういったものか。
- ・文部科学省において，全体の予算枠の関係で調整されたものと推測される。5番は事業費が大きく，6番は小さいため，その調整の中で6番が選定されたものと考えられる。
- ・あとは，この3件の中から，財務省が何件を選定するかということになる。

(4) 平成 28 事業年度財務諸表の承認について

小田理事から，平成 28 事業年度財務諸表の承認について，資料 7 に基づき報告があった。

※意見・質問なし。

(5) 平成 29 年度予算執行状況等について

小田理事から，平成 29 年度予算執行状況等について，資料 8 に基づき報告があった。

※意見・質問なし。

(6) 平成 28 年度監事監査意見書について

田代監事から，平成 28 年度監事監査意見書について，資料 9 に基づき報告があった。

※意見・質問なし。